

とくそくじょう
督促状

市税を期限までに払わなかった人に届く手紙です。手紙に書いてある期限の日（下の②に書いてあります）までに払ってください。払わないままですと、会社や家に調査が入ったり、給与や貯金、土地や自動車などの財産が差し押さえられることがあります。

【オモテ】

① 電話での問い合わせの時には、この番号を伝えてください。
※日本語のみ対応できます。

② この日までに払ってください。

領収済通知書 さいたま市 納税者 税目 調定年度 課税年度 通知書番号 期別 期C 納付書種類 税額 延滞金 納期限 指定納付期限 eL-QR 領収日付印 収納代行会社 御電算システム (さいたま市税/ CVS等4次種)		納付書 (原符) さいたま市 通知書番号 期別 税額 延滞金 納期限 納税者 お問い合わせ先 収納代行会社 御電算システム (金融機関様/ CVS等5次種) 埼玉県さいたま市 111007		領収証書 さいたま市 通知書番号 期別 税額 延滞金 納期限 納税者 お問い合わせ先 収納代行会社 御電算システム (金融機関様/ CVS等5次種) 埼玉県さいたま市 111007		督促状 次の市税等が未納になっておりますので、至急納付してください。 この督促状は、 年 月 日現在で納付を確認できなかった方について作成しています。既に納付されている場合は、処理上の行き違いですので、ご了承ください。 納税者 年度 税目 通知書番号 期別 税額 納期限 ※お問い合わせの際は、通知書番号をお伝えください。 ※令和5年度以前は、「市県民・森林環境税」とあるところは、市県民税と読み替えます。 発行日 料金後納郵便
--	--	--	--	--	--	---

③ 期限を過ぎている税金の額です。

④ 期限を過ぎている税金の年度と種類です。

⑤ 窓口で払うと、この部分が返されます。ビザの手続きに必要なことがあるので、捨てないでください。

ここからゆっくりとはがしてください。
オモテ・ウラの2回開けてください。

【ウラ】

えんたいきん
【延滞金】

税金を払うのが遅れた人は、税金のほかに延滞金を払わなければなりません。

払うことができる場所です。増えたり減ったりするので、最新の情報を確認してください。

<https://www.city.saitama.lg.jp/006/007/018/002/p005312.html>

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/153/004/003/p010636.html>

延滞金

納期限の翌日から前払（納入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は金額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する日における日本銀行法第19条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第99条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といふ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」といふ。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第99条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」といふ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、四年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
※延滞金額は100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は金額を切り捨てます。
※延滞金は滞付した日に際して計算されます。納付した日によっては別途延滞金の滞付が必要となる場合があります。

滞納処分

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

教 示

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内さいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内さいたま市を被告として（判決が被告の代表者となります。）提訴することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができません。徴収すべしに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の進行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を遅延することにつき正当な理由があるとき。

納付場所 (令和7年4月1日現在)

- ◎さいたま市指定金融機関 埼玉りそな銀行
- ◎さいたま市指定代理金融機関 武蔵野銀行
- ◎さいたま市収納代理金融機関 (50音順)
- 青木信用金庫 足利銀行 行 あすか信用組合
- SBI新生銀行 川口信用金庫 行 埼玉信用金庫
- らやか銀行 群馬北信信用金庫 行 埼玉信用金庫
- さいたま農業協同会 大東信用金庫 行 常陸銀行
- 東武銀行 東武銀行 行 常陸銀行
- 中央労働金庫 東京信用金庫 行 東京スター銀行
- 中和銀行 栃木信用金庫 行 南彩農業協同組合
- 八幡銀行 能登信用金庫 行 東日本銀行
- 三井住友銀行 三菱UFJ銀行 行 みずほ信託銀行
- りそな銀行
- ◎コンビニエンスストア等 (50音順)
- くらしハウス スリーエイト 生活彩家
- セイコーマート セブンイレブン デイリーヤマザキ
- ニューヤマザキデパート ハマナスクラブ ファミリーマート
- ポプラ ハミストップ ヤマザキデパート
- ヤマザキデパート ローソン
- MMK (マルチメディアキオスク) 設置店

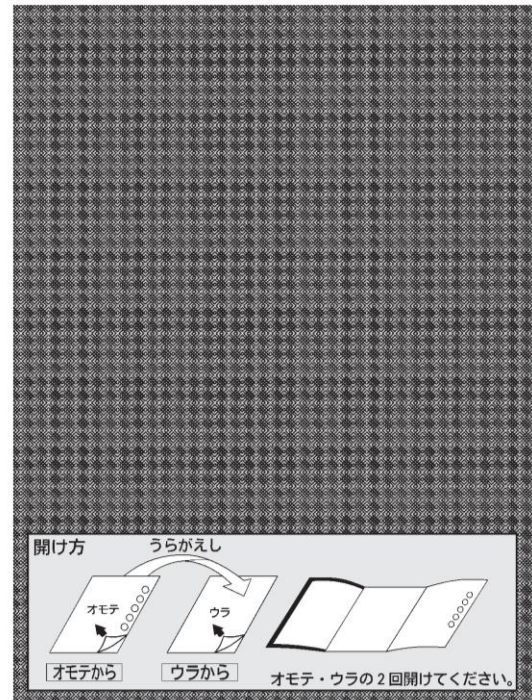
(ご注意) 下記のものはコンビニエンスストア等ではお取り扱いできません。
・金額を訂正したもの
・バーコードの印字のないもの
・バーコードが読めないなど受付ができないもの
・金額が30万円を超えるもの
※コンビニエンスストア等の店頭では、原則としてアプリ支払いはできません。
◎さいたま市各区役所内金融機関派出所、各支所、各市民の窓口
※納付場所は一部変更となる場合もありますので、ご了承ください。
※ゆうちょ銀行又は郵便局では、この納付書では納付できません。
※記載の金融機関以外にも納付可能な金融機関があります。詳しくは「地方税お支払サイト」のよくあるご質問をご覧ください。

その他のお支払方法

- ◎スマートフォン決済アプリによる納付
スマートフォン決済アプリで納付書に印字されたe-L-QR又はバーコードを読み取ることで、市税等の納付を行うことができます。
- ◎地方税お支払サイトの利用による納付
Webサイト「地方税お支払サイト（地方税共同機構）」へアクセスし、クレジットカード、インターネットバンキング等で市税等を納付することができます。
※詳しくは「地方税お支払サイト」、市ホームページをご覧ください。※どちらの納付方法も領収証書は発行されません。

地方税お支払サイト 検索 <https://www.payment.eltax.lta.go.jp>

納付できない事情がある場合は、申請により猶予が認められることがありますので、ご相談ください。



ご案内は内側にあります。
矢印方向に開いてご覧ください。裏面にもご案内がありますので、同様に右下から開けてご覧ください。

たいのうしょぶん
【滞納処分】

払わないまましていると、会社や家に調査が入ったり、給与や貯金、土地や自動車などの財産が差し押さえられることがあります。